

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認島根地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 3 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 6 件

国民年金関係 4 件

厚生年金関係 2 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年11月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和43年11月から45年3月まで
昭和47年ごろ、県外から帰省し、A市区町村で国民年金の加入手続きをした。国民年金保険料は、市区町村職員が20歳の時点(43年*月)までさかのぼって計算してくれなので、一括納付した。その際、「これで20歳からの保険料を全部支払ったので大丈夫ですよ。」と言われ安心して納付した。申立期間の保険料納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和43年*月(20歳到達時)から平成20年*月(60歳到達時)までの国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料の未納は無い上、昭和54年11月から60年3月まで国民年金に任意加入し、被保険者資格の種別変更手続きを適切に行っており、申立人の納付意識の高さがうかがえる。

また、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和47年12月15日に払い出されており、この時点では、申立期間を含む45年9月以前の国民年金保険料については、時効により納付することができない。しかしながら、オンライン記録によると、申立人は45年4月から同年9月までの国民年金保険料を納付した記録となっている上、社会保険事務所(当時)は、「特殊台帳等の資料が存在しないため、事実の確認はできないが、申立人は申立期間の国民年金保険料について、特例納付を行ったと考えられる。」と回答しており、A市区町村も、「当時、A市区町村では、住民の便宜を図って特例納付を受け付けていた。」と供述している。

さらに、申立人は、一括納付したとする国民年金保険料額についての記憶は定かではないが、保険料の納付場所や担当職員とのやり取り等について鮮明に記憶しており、その内容に不合理な点は見受けられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成19年7月18日に支給された賞与において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を62万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年7月18日

平成19年7月18日にA事業所から夏期賞与が支給されており、この賞与から船員保険料（厚生年金保険料）が控除されているが、社会保険庁の記録では反映されていないので、申立期間の標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管するA事業所の「賞与届出未了確認書」及び、同社取締役（経理担当）の証言により、申立人は、申立期間において、事業主から賞与の支払いを受け、その主張する標準賞与額（62万8,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する標準賞与額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を昭和37年7月26日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年6月27日から同年7月26日まで

申立期間も、臨時補充員としてA事業所に継続して勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険に未加入となっているのは納得できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管する人事記録により、申立人は、申立期間を含む昭和37年4月1日から同年7月26日まで、A事業所に臨時補充員として継続して勤務していたことが確認できる。

また、当該人事記録によると、申立人は、昭和37年7月3日から同月25日までの期間、B研修所において「初等部一般訓練」に参加していることが確認できるところ、C事業所D支店によると「研修参加中であっても、申立人が臨時補充員としてA事業所に勤務していたことには変わりはない。」と供述している。

さらに、オンラインの記録によると、申立人と同じ日にA事業所に臨時補充員として採用され、昭和37年6月4日から同月27日までの期間、B研修所において「初等部一般訓練」に参加した同僚は、研修参加期間中も継続してA事業所において厚生年金保険に加入していることが確認できることからすると、申立人についても、同研修の参加期間中継続してA事業所において厚生年金保険に加入していたと考えるのが自然である。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人と同じ日にA事業所に臨時補充員として採用された同僚の記録から、1万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A事業所における資格取得日に係る記録を昭和44年4月1日に訂正し、同年4月から同年8月までの期間の標準報酬月額を1万6,000円、同年9月から45年2月までの期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年4月1日から45年3月1日まで

申立期間については、A事業所で臨時従業員として勤務していた。A事業所が発行した在職証明書及び人事履歴書があり、同じ業務に従事していた同僚は厚生年金保険の被保険者となっているので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA事業所が保管する人事記録により、申立人は申立期間において臨時従業員としてA事業所に勤務していたことが確認できる。

また、申立期間当時、A事業所で申立人と同じ業務に従事していた臨時従業員二人は、「臨時従業員の際は厚生年金保険に、正規従業員の際は共済年金保険に加入することになっていた。」と証言しているところ、健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、これら二人の同僚は、申立期間において厚生年金保険の被保険者としての記録が存在する。

さらに、A事業所は、「臨時従業員には、雇用保険と社会保険とをセットで加入させていたはずである。申立人は、申立期間において雇用保険に加入しているので、厚生年金保険の加入記録が無いのは、A事業所の事務ミスによるものである。」と供述している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A事業所が保管する申立人の履歴書に記載されている給与日額の記録から、昭和44年4月から同年8月までの期間は1万6,000円、同年9月から45年2月までの期間は2万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、申立期間に行われるべき事業主による被保険者資格の取得届、健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定のいずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の取得に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和44年4月から45年2月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年1月から47年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年1月から47年12月まで

昭和40年ごろ、内職仲間に誘われて国民年金に加入し、毎月、自宅に集金に来ていたA金融機関の女性職員に保険料を手渡していた。

昭和40年ごろから国民年金保険料の領収書を国民年金手帳に貼付^{ちょうふ}していた記憶があるので、申立期間が未納の記録になっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和40年ごろ、内職仲間に誘われて国民年金に加入した。」と供述しているところ、国民年金手帳記号番号払出簿の記録から、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和48年10月9日に払い出されていることが確認できることから、このころに国民年金に加入したものと考えられる上、任意加入の場合、さかのぼって国民年金被保険者になることはできないことから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、上記払出日以前に、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

さらに、申立人は、「申立期間当時、A金融機関の女性職員が自宅に集金に来ていた。」としているが、当時、申立人の住所を管轄していたA金融機関は、「当時、この女性職員が個人宅に赴いて集金することはなかった。」と回答しており、申立内容に齟齬^{そご}がみられる。

加えて、オンライン記録によると、申立人が国民年金と一緒に加入したとして名前を挙げた内職仲間の者は、既に昭和40年より以前に国民年金に加入していることが確認でき、申立内容と符合しない。

このほか、申立人が、申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年9月から49年3月までの期間及び63年4月から平成元年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年9月から49年3月まで
② 昭和63年4月から平成元年3月まで

昭和48年8月に事業所を退職後、A市区町村役場の窓口で国民年金の加入手続をし、同年9月から49年3月までは自治会の集金常会で、また、63年4月から平成元年3月まではA市区町村役場内にある金融機関の窓口で、国民年金保険料を納付した。

申立期間について納付の事実を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、「毎月、集金常会で国民年金保険料を納付していた。」と供述しているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和49年4月1日ごろに払い出され、国民年金手帳が同年4月25日に交付されていることが確認できることから、申立期間当時、申立人に対し国民年金保険料の納付書が発行されたとは考え難い上、申立人は、国民年金に加入後、国民年金保険料をさかのぼって納付したことは無いと供述している。

また、申立期間②については、申立人の夫も国民年金保険料が未納となっている。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

島根国民年金 事案 317

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年9月から58年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年9月から58年3月まで
昭和50年5月ごろ、A市区町村から「今年、国民年金に加入しないと二度と加入できない。」旨の通知があったので、国民年金の加入手続きを行い、過年度(2年)分と現年度分の国民年金保険料を併せて納付した。その後は継続して保険料を納付していたはずなので、申立期間の納付の事実を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿の記録により、申立期間後の昭和59年11月12日に払い出されていることが確認でき、この時点では、申立期間の大部分は時効により国民年金保険料を納付できない期間である。

また、申立人は、「国民年金の加入手続きを行ったのは1回だけである。」と供述しており、申立期間当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は、「国民年金の加入時期は、国民年金被保険者資格の取得日が昭和48年5月20日となっていることから、50年5月ごろではないかと考えただけで、実際の加入時期や加入場所など具体的なことは覚えていない。保険料の納付方法等についても全く記憶が無い。」と供述しており、申立期間における国民年金の加入状況や保険料の納付方法が不明である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年6月から38年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和14年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年6月から38年8月まで

昭和36年5月ごろから38年8月ごろまで、A市区町村のアパートに居住していた。家主から勧められて国民年金に加入し、保険料は家賃と共に徴収されていた。同じアパートに住んでいた知人も同様に、国民年金保険料を家賃と共に徴収されていた。当時の保険料は300円ぐらいで、青色のカードのような年金手帳を受け取ったように記憶している。

申立期間の国民年金保険料の納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和39年5月12日にA市区町村で払い出されたことが確認できるが、この時点では、申立期間の一部は、時効により国民年金保険料を納付できない上、申立期間当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、「当時、同じアパートに住んでいた知人も、私と同様に家主により国民年金保険料を徴収されていた。」としているが、オンライン記録によると、この知人が国民年金被保険者資格を取得したのは、申立期間後の昭和39年4月17日であり、申立期間当時は国民年金に加入していないことが確認でき、申立内容と符合しない。

さらに、申立人の居住するアパートの家主が、申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料は無い上、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金保険料を納付していたとする家主は所在不明であることから、申立期間に係る国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和 25 年 7 月 28 日から 26 年 7 月 1 日まで
②昭和 29 年 4 月 1 日から同年 11 月 1 日まで

昭和 21 年 1 月 25 日から 30 年 11 月 1 日までの間はA社に継続して勤務していたが、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の元同僚の供述により、申立人は、申立期間において、A社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A社はすでに廃業しており、厚生年金保険料控除に係る関係資料も無い上、申立期間当時、当該事業所に勤務していた従業員の大半も所在不明となっており、証言を得ることができないことから、申立期間における申立人の勤務実態や厚生年金保険の加入の取扱い、厚生年金保険料の控除の状況については不明である。

また、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の厚生年金保険の加入記録が確認できる昭和 21 年 1 月 25 日から 25 年 7 月 28 日までの期間において厚生年金保険の被保険者資格を取得した従業員は 49 人確認できるが、このうち 23 人が申立人と同じ 25 年 7 月 28 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している。さらに、昭和 26 年 7 月 1 日から 29 年 4 月 1 日までの期間において厚生年金保険の被保険者資格を取得した従業員は 19 人確認できるが、このうち 9 人が申立人と同じ 29 年 4 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失しており、これらのことについて、申立人は、「当時 2 度にわたり人員整理が行われたことを記憶している。」と供述している。

このほか、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年5月1日から47年6月1日まで

当時、A事業所B支社C営業所にD職種として勤務していた。記憶は詳細でないが、毎日出勤していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所は、「当社社員台帳を確認したところによると、申立人の当社における厚生年金保険加入期間は、昭和37年11月1日から38年5月1日までと、48年9月1日から52年4月1日までの2回であり、申立期間については加入記録が無いことからすると、申立人は、当該期間、当社に勤務していない。」と供述している。

また、雇用保険の記録によると、申立人は、A事業所において、申立期間に係る雇用保険に加入していないことが確認できる。

さらに、申立人が当時勤務していたと供述する営業所は、A事業所B支社C営業所であるが、同社によれば、C営業所は実在しなかったとされており、申立内容に齟齬がみられる。

加えて、申立人が、申立期間当時、A事業所B支社C営業所の所長であったとする者は、既に故人となっている上、同僚から聴取しても、同営業所における申立人の勤務実態、厚生年金保険の加入の取扱い及び厚生年金保険料の控除の状況について確認できる関連資料や供述を得ることができない。

また、申立人は、申立期間当時、A事業所B支社C営業所の所長は「E氏」という姓であったと供述しているが、同僚は「E氏は、当時、A事業所B支社のD職種であり、同氏が（同社の）所長をしていたのは、私の入社（昭和41年5月1日）より前であると聞いている。」と供述しており、供述内容が相違している。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。